

○胎内市移住支援金交付要綱

令和元年5月17日

告示第4号

改正 令和2年2月6日告示第6号

令和3年4月1日告示第61号

令和3年5月6日告示第86号

(趣旨)

第1条 市長は、胎内市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う胎内市移住・就業等支援事業に関して、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯（以下「複数人世帯」という。）の交付申請の場合にあっては最大100万円、単身の世帯（以下「単身世帯」という。）の交付申請の場合にあっては最大60万円とする。ただし、複数人世帯の交付申請の場合であっても次条第2項の要件を満たさないときは、単身世帯とみなす。

2 移住支援金は、胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱（平成30年告示第42号）第2条第8号に規定するはたらく支援事業に係る補助金と重複して受けることはできない。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（[過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）](#)）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法

律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア)胎内市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ)胎内市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア)平成31年4月1日以後に、胎内市に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)をしたこと。

(イ)移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後3月以上1年以内であること。

(ウ)移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上、胎内市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア)胎内市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ)日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ)その他新潟県又は胎内市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア イに掲げる者以外に該当する場合に関する要件として、次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）就業先が県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人（以下「移住支援金対象法人」という。）であること。

（ウ）就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職を務めている移住支援金対象法人への就業でないこと。

（エ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。

（オ）（イ）に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）移住支援金対象法人に、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合に関する要件として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）において盛り込まれた地域人材支援戦略パッケージの一環であるプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した者で、次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該就業先に連続して3月以上在職していること。

（ウ）就業先において、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。

（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、胎内市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金（地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）に基づく地方創生テレワーク交付金をいう。）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 胎内市や胎内市の地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）に関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 胎内市に転入する前に、胎内市が設置するたいないサポーターズクラブに登録していること。

イ 胎内市に転入する日前2年以内に胎内市が実施する移住体験ツアーに参加した経験を有すること、又は移住体験住宅（胎内市お試し移住体験制度実施要綱（平成29年告示第102号）第2条の規定に基づく移住体験住宅をいう。）の利用経験を有すること。

(5) 起業に関する要件として、県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けた日から1年以内であること。

2 前項に規定するもののほか、複数人世帯の申請の場合には、複数人世帯に関する要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住支援金の交付を申請する者（以下「移住支援金申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(3) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以後に、胎内市に転入したこと。

(4) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後3月以上1年以内であること。

(5) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、胎内市暴力団排除条例に

規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を希望する者は、胎内市移住支援金交付申請書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに胎内市移住支援金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)を当該申請者に交付し、移住支援金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金を交付することが不適当であると認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 移住支援金申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、胎内市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者(以下「移住支援金受給者」という。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおり移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等その対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして胎内市が新潟県と協議して認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合 全額

(2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合 全額

- (3) 第3条第1項第2号に掲げる要件を満たす移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合 半額
- (交付申請及び返還に係る情報提供)

第9条 胎内市は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報を速やかに新潟県に提供するものとする。

- (1) 第4条に規定する交付申請があったとき 当該移住支援金の交付申請に関する情報及び当該移住支援金受給者の就業先に関する情報
- (2) 前条に規定する返還請求を行うとき 当該移住支援金返還対象者に関する情報
(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、胎内市が新潟県と協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年5月17日から施行する。

附 則 (令和2年2月6日告示第6号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年2月6日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条第1項第1号アの規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日告示第61号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の胎内市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日以後に胎内市に転入をした者について適用し、同日前に胎内市に転入をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月6日告示第86号）

この告示は、令和3年5月6日から施行する。